

令和6年度食品安全委員会運営状況報告書

令和7年6月12日

目次

第1	令和6年度における委員会の事業運営方針	1
第2	委員会の運営全般	1
第3	食品健康影響評価の実施	3
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドライン等の策定等	
3	「自ら評価」を行う案件の推進	
第4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	6
1	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2	食品安全モニターからの報告	
第5	食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	7
1	食品健康影響評価技術研究の推進	
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3	研究・調査事業の追跡調査、プログラム評価等の実施	
第6	リスクコミュニケーション・情報発信の促進	9
1	様々な手段を通じた情報の発信	
2	「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3	関係機関・団体との連携体制の構築	
第7	緊急の事態への対処	18
1	緊急事態への対処	
2	緊急事態への対処体制の整備	
3	緊急時対応訓練の実施	
第8	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	19
第9	国際協調の推進	19
1	国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2	海外の研究者等の招へい	
3	海外の食品安全機関等との連携強化	
4	海外への情報発信	

令和6年度の運営状況	令和6年度食品安全委員会運営計画 (令和6年3月19日食品安全委員会決定)
<p>第1 令和6年度における委員会の事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、令和6年度食品安全委員会運営計画（令和6年3月19日食品安全委員会決定）に基づき、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。</p>	<p>第1 令和6年度における委員会の事業運営方針</p> <p>食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p>
<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>➡資料1—2（p2～5）参照</p> <p>（1）委員会会合の開催</p> <p>令和6年度は、42回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。委員会の運営については、以下の見直し等を行った。</p> <p>① 令和6年7月9日の第946回委員会会合において、「食品安全委員会運営規程」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）を改正し、やむを得ない理由があると委員長が認めた場合に限り、委員はWeb会議システムを利用して会議に出席することができることを明文化した。</p> <p>② 令和7年2月18日の第972回委員会会合において、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的ADIに係る食品健康影響評価の取扱いについて」を決定し、専門調査会による調査審議を経ることなく評価書を改訂し、評価の結果を通知する場合を明文化した。</p> <p>なお、臨時会合の開催はなかった。</p> <p>（2）企画等専門調査会の開催</p> <p>令和6年6月5日の第42回会合において、令和5年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、了承された。また、令和6年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。</p> <p>令和6年11月13日の第43回会合において、令和6年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び令和6年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。</p> <p>令和7年2月6日の第44回会合において、「自ら評価」案件候補の選定については審議の結果、提案された案件はいずれも「自ら評価」案件候補とはしない旨を委員会に報告することとなった。</p> <p>令和7年度食品安全委員会運営計画案について審議を行い、原案のとおり了承された。さらに、令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果について事務局から報告を行うとともに、令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画</p>	<p>第2 委員会の運営全般</p> <p>（1）委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>（2）企画等専門調査会の開催</p> <p>本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p>

案についても審議を行い、一部修正の上、了承された。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

令和6年度は、添加物専門調査会（6回）、農薬第一専門調査会（11回）、農薬第二専門調査会（9回）、農薬第三専門調査会（9回）、農薬第四専門調査会（11回）、農薬第五専門調査会（8回）、動物用医薬品専門調査会（9回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、微生物・ウイルス専門調査会（4回）、プリオン専門調査会（5回）、かび毒・自然毒等専門調査会（1回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（16回）及び肥料・飼料等専門調査会（11回）をそれぞれ開催した。

また、委員会の下に設置された薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（4回）、評価技術企画ワーキンググループ（2回）及び有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ（2回）をそれぞれ開催した。

このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日食品安全委員会決定）に基づき、18件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。

① 令和7年3月4日の第974回委員会会合において、食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループの設置を決定した。

② 令和6年8月30日の評価技術企画ワーキンググループに汚染物質等専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

令和6年8月21日の農薬第三専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

令和6年9月30日の農薬第五専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

令和6年10月10日の農薬第三専門調査会に農薬第二専門調査会の専門委員1名を招いて調査審議を行った。

令和6年10月24日の農薬第五専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

令和6年11月29日の農薬第五専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

令和7年1月9日の農薬第五専門調査会に農薬第一専門調査会の専門委員2名を招いて調査審議を行った。

③ 合同で開催する案件はなかった。

(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、「食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について」（令和3年7月1日食品安全委員会決定）に基づき全ての専門調査会等に委員が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

① 委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置

② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議

③ 関係する専門調査会等を合同で開催

(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、食品安全行政に関する関係府省連絡会議（令和7年1月16日開催）や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。</p> <p>(6) 委員会におけるDXの取組について 食品健康影響評価書（毒性試験データ）のオープンデータ化に向けた調査を行い、食品健康影響評価書作成の効率化と、評価書作成に伴い整理した毒性データを国際的な形式で提供可能とするデータベース化について検討を行った。 食品健康影響評価技術研究において、令和5年度及び令和6年度に採択した「デジタルトランスフォーメーション(DX)推進に関する研究」2課題を実施するとともに、令和6年9月24日～10月23日の期間で公募を行った令和7年度の「食品健康影響評価を担う若手専門家育成枠」として1課題を採択した。 食品安全確保総合調査において、「IT・AIを活用した食品安全情報収集システムに関する実証事業」を実施した。 食品の安全性の確保に関する海外の最新情報の収集・整理のデジタル技術を用いた自動化に向けた試行を実施し、スクレイピングや収集情報の構造化などに関し具体的な課題及びその対応方針についての検討を行った。</p> <p>(7) 事務局体制の整備 新たな科学技術の発展や気候変動等による新たなハザードに対応するとともに幅広い情報の収集・分析・評価を行うための体制強化、及び機能性表示食品制度の見直しにともない増大が見込まれる特定保健用食品の評価体制の強化を図るための定員を確保した。</p>	<p>(5) リスク管理機関との連携の確保 令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管等を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、より一層リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 委員会におけるDXの取組について 食品健康影響評価書及び委員会が保有する毒性評価結果等について、知的財産上の配慮を講じつつ、オープンデータ化の構築に向けた調査・検討の結果を踏まえたリスク評価業務の効率化や評価技術の高度化を図るため、デジタル技術の活用可能性について検討を進める。 デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化について、実証調査を実施し課題の整理を行う。 また、令和5年度に内閣府に導入されたガバメントソリューションサービス(GSS)を活用した業務の効率化を推進する。</p> <p>(7) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
<p>第3 食品健康影響評価の実施 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 ➡資料1-2(p6)参照</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。 令和6年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品等を始めとする75件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、83件について評価結果を通知した。以下は、その概要である。</p>	<p>第3 食品健康影響評価の実施 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 特に、令和4年10月に評価要請が開始された農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験デ</p>

① 添加物

消費者庁から3件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁に3件の評価結果を通知した。

② 農薬

消費者庁又は農林水産省から計34件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁又は同省に計31件の評価結果を通知した。

③ 動物用医薬品

農林水産省から7件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同省又は消費者庁に計6件の評価結果を通知した。

④ 器具・容器包装

消費者庁から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁に2件の評価結果を通知した。

⑤ プリオン

農林水産省から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて厚生労働省又は農林水産省に計3件の評価結果を通知した。

⑥ 遺伝子組換え食品等

消費者庁又は農林水産省から計17件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁又は同省に計17件の評価結果を通知した。

⑦ 肥料・飼料等

消費者庁又は農林水産省から計9件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、同庁又は同省に計19件の評価結果を通知した。

⑧ 薬剤耐性菌

農林水産省から令和6年度における食品健康影響評価の要請はなかったが、前年度までに要請のあったものについて1件調査審議を行い、評価書案について合意した。(令和7年4月現在パブコメに向けた手続き中。)

なお、令和6年度における専門調査会等別の食品健康影響評価の審議状況、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料1-2(p4~6)のとおりである。

一タや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について
企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）において、標準処理期間（要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間）を1年と設定しているが、令和6年度においては、前年度までに要請のあったものを含めて、53件の評価結果をリスク管理機関に通知したところ、標準処理期間を超過したものはなかった。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について
実施手順に基づき、リスク管理の妥当性について評価するための考え方、海外評価書等を用いた評価書評価、*in silico*評価方法も活用しつつ調査審議を行い、消費者庁に計12件の評価結果を通知した。

2 評価ガイドライン等の策定等

➡資料1-2（p7）参照

- 「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」（平成16年9月30日食品安全委員会決定）を改正し、令和7年3月27日に公表した。
- 「食品を介して人の健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについて」（平成18年4月13日食品安全委員会決定）を改正し、令和7年3月27日に公表した。

3 「自ら評価」を行う案件の推進

➡資料1-2（p8,9）参照

(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドライン等の策定等

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定及び改正を進める。

本年度においては、養殖水産動物に係る薬剤耐性菌の評価の考え方等を反映するために「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日食品安全委員会決定）」の改正に向けた調査審議を行う。

また、これまでに策定した「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」（令和元年10月29日食品安全委員会決定）、「食品健康影響評価において(Q)SARを活用して変異原性を評価する場合の手引き」（令和3年2月食品安全委員会評価技術企画ワーキンググループ決定）や20周年のシンポジウムにおける成果を踏まえ、食品健康影響評価に関する長期的な課題を整理するとともに、対応の方向性について検討を行う。

3 「自ら評価」を行う案件の推進

<p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第42回企画等専門調査会（令和6年6月5日）において「自ら評価」案件の選定方法、スケジュール等について決定し、令和6年7月1日から1か月間にわたって一般公募を実施したほか、食品安全モニター、地方公共団体の食品安全担当職員及び専門委員からも募集した結果、15件の提案を受けた（類似の提案を整理・統合したため、審議案件としては12件）。 ○ 第43回企画等専門調査会（令和6年11月13日）及び第44回企画等専門調査会（令和7年2月6日）における審議を経て、第972回委員会会合（令和7年2月18日）において審議した結果、今年度においては「自ら評価」案件として選定されたものはなかった。なお、「鶏肉中のカンピロバクターゲジュニ / コリによる健康影響について」については、平成21年に公表した評価書の更新を検討することとし、前回の評価書をどのような観点から更新できるかについて、微生物・ウイルス専門調査会で議論することとなった。 <p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有機フッ素化合物（PFAS）の健康影響評価書を取りまとめ（6月25日公表）、Q&A（更新版）、パブリックコメント募集結果、評価書の概要、評価及びパブリックコメントの要点等の情報提供を行った。 ○ 「アレルゲンを含む食品」について、令和3年度に評価した「卵」以外に、総論、牛乳、小麦に係るファクトシート（令和6年7月23日公表）そば、えび、かにに係るファクトシート（令和7年3月11日公表）を作成し、情報提供した。 	<p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日食品安全委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日食品安全委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>(2) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。</p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年10月1日から令和5年9月30日までにリスク評価の結果を通知した品目について、リスク管理措置に適切に反映されているかを確認するため、リスク管理に関する施策の実施状況調査（第29回）を実施した。現在取りまとめを行っているところであり、今年度中に食品安全委員会へ報告予定。 <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>➡資料1-2（p10, 11）参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年4月から令和7年3月末までに食品安全モニターから18件の提案・報告を受け付けた。分野別では、「紅麴、ベニコウジ色素を使用した食品の安全性について」や「学校給食衛生管理基準の課題」などの「リスクコミュニケーション」に該当するものが最も多かった（8件）。関係省庁別では、消費者庁に関するものが最も多かった（11件）。 ○ 食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査を令和7年1月から2月にかけて実施し、その結果の取りまとめを行っている。 	<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和7年2月を目途に実施する。</p>

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

➡資料1-2 (p12~16) 参照

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

研究・調査企画会議事後評価部会において、令和5年度に終了した5課題について事後評価を実施し、令和6年11月5日の第960回委員会会合において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。

研究成果報告書については、委員会ホームページで公表するとともに、3課題を対象として「令和6年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を令和7年2月26日に公開（オンライン）で開催した。

(2) 本年度における研究課題の実施

18課題（令和4年度採択分2課題、令和5年度採択分7課題及び令和6年度採択分9課題）について研究を実施した。また、各主任研究者から提出された10月末時点等の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめるとともに、令和7年度に継続実施予定の課題（9課題）については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会（以下「事前・中間評価部会」という。）において研究者からのヒアリングを含めた中間評価を実施し、令和7年2月18日の第972回委員会会合においてその評価結果を報告し、研究継続を決定した。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

事前・中間評価部会において、令和7年度の優先実施課題（案）を取りまとめ、令和6年9月17日の第955回委員会会合において決定した。この優先実施課題に基づき、府省共通研究開発システム（e-Rad）により公募を行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。

公募終了後、事前・中間評価部会において書類審査及びヒアリング審査を実施し、令和7年2月18日の第972回委員会会合において8課題（うち若手枠*が2課題）の採択を決定した。

※令和6年度から「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」を開始

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な執行体制が確保されているかを確認するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日食品安全委員会事務局長決定）に基づき、契約時に各研究機関から体制整

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(2) 本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施

備等自己評価チェックリストの提出を求めるとともに、令和6年度に研究を実施している1機関に対して履行状況調査を実施した。令和5年度に履行状況調査を実施した研究機関（2機関）のうち、改善に向けて取組むこととなった1機関に対してフォローアップ調査を実施した。

（5）関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行った。

新規採択課題の公募・採択や研究成果の公表等について、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の関係省庁担当者と情報共有を図るとともに、令和6年11月27日に会議を開催し、研究等に関する意見交換を行った。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

（1）食品安全確保総合調査対象課題の選定

令和7年度の優先実施課題に基づく調査課題について、事前・中間評価部会において審議を行い、令和7年2月18日の第972回委員会会合において5課題を選定し、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を開始した。なお、入札公告の際には調査・研究機関に周知した。

（2）食品安全確保総合調査の実施

令和6年度調査課題について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査（6課題）を実施した。調査結果報告書については、知的財産等の情報の有無を順次確認した上で、食品安全総合情報システムにおいて公開する。

3 研究・調査事業の追跡調査の実施

（1）追跡評価の実施

令和6年10月16日の研究・調査企画会議プログラム評価部会（以下「プログラム評価部会」という。）において、研究・調査事業の食品健康影響評価への活用状況等について追跡評価を行った。

基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。

（5）関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

（1）食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

（2）食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の追跡調査の実施

これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。

(2) ロードマップの改正

令和6年5月9日及び6月17日の事前・中間評価部会において、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について（ロードマップ）」の改正案をとりまとめ、令和6年6月25日の第944回委員会会合において決定した。

4 ロードマップの改正

ロードマップの改正を行う。

改正後のロードマップにおいては、委員会が取り組まなければならない今後の長期的な課題を整理し、その課題解決に向け、研究事業及び調査事業を戦略的に実施していくための方針を示すものとする。

第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進

➡資料1-2 (p17) 参照

第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進

消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。その際、令和2年度に実施した「食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査」の結果において、消費者の食品安全に関する主たる情報源がテレビ・新聞等であったこと、また令和4～5年度に実施した「食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査」の結果を踏まえ、次の取組を実施する。

- ・ 報道関係者、地方公共団体、食品事業者等の食品安全に関する情報を発信する者に対する、科学的情報、特に食品安全委員会が行った食品健康影響評価に関する適切な情報提供及び意見交換
- ・ 妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供
- ・ 地方公共団体が地域住民や事業者に情報発信・リスクコミュニケーションを主体的に実施する際に活用できる、科学的なデータや図などの素材の提供等を行う。

以下、意見交換会等の開催については、対象者、規模等に応じて、対面形式、web会議システム、ハイブリッド方式等の特性を踏まえ、いずれの方式で実施するかを検討する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

➡資料1-2 (p18~20) 参照

(1) ホームページ

- 最新の食品健康影響評価の結果を公開した。
- 国民の関心の高い項目をトピックスとしてホームページトップに掲載した。
 - ・有機フッ素化合物 (PFAS) 評価に関する情報
 - ・アレルゲン (そば、えび、かに) のファクトシートを公開
 - ・アレルゲン (総論、牛乳、小麦) のファクトシートを公開
 - ・アニサキスのリスクプロファイルを掲載
 - ・食中毒予防に向けたパンフレット等に使える「食品安全関係素材集」を公開 など
- ホームページの利便性を高めるため、トップページに「健康食品に関する情報 (19のメッセージ等)」、「世界情報 (検索ページ)」、「食品ハザード情報ハブ」、「食品の安全性に関する用語集」及び「消費者の方向け情報」のバナーを設置。
- 食品安全委員会 20周年特別企画として、松永委員による特別連載記事「これまでの評価から」を掲載中。令和6年4月に「第8回 無機ヒ素の健康影響は？」を掲載。

(2) SNS 等

食品安全委員会の活動や食中毒予防に関する注意喚起等、速報すべき情報等について、広く周知できるよう、SNS等により情報発信した。

① Facebook

科学的な根拠を伴う食中毒予防に関する注意喚起、最新の食品健康影響評価、食品安全に関する基礎知識、委員会の審議概要等を発信した。(約13本/月)

② メールマガジン

委員会の開催等の情報を定期的に発信した。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。

(1) ホームページ

食品の安全に関する情報を入手、利用の利便性を高めるため、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況や評価に係る解説等をより見やすく必要な情報により容易に到達できるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS 等

委員会の情報を広く届ける観点から、SNS やメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

食品安全委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等を発信する。

② メールマガジン

メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

最新の食品健康影響評価等をより周知させるため、Facebook による発信と合わせて情報を随時ブログに掲載した。

④ YouTube

下記のテーマについて配信した。

- ・ 令和6年4月 「食品安全セミナー『農薬の再評価に係る食品健康影響評価』について～試験データを私たちはどう判断するのか～」
- ・ 令和6年5月 「2024年世界食品安全の日に向けて、食品安全委員会山本委員長からのメッセージ」
- ・ 令和7年2月 「食品安全オンラインセミナー『アニサキスのリスクプロファイル』」

⑤ X

食品安全委員会の活動や公表情報、食中毒の注意喚起について情報発信した。

キノコによる食中毒に注意喚起、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒に対する注意喚起の投稿に閲覧数が多かった。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

- 広報誌「食品安全」61号を令和6年11月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子を関係機関や専門調査会専門委員等関係者に配布した。また、報道関係者や学会等へ広く周知した。
- パンフレット「食品安全委員会」を令和6年7月に改訂し、広報誌とともに配布した。
- 月刊誌「栄養と料理」（女子栄養大学出版）に「食品安全委員会発 ちょっとくわしく知りたい食品安全トピックス」を令和7年1月～掲載した。
- 中学生向け副読本「科学の目で見る食品安全」について、令和6年6月に更新し、アレルギー表示などの項目について最新情報を掲載した。
- 英文電子ジャーナル「Food Safety」の投稿促進に向けたタペストリーを作成。令和7年2月に開催された第35回日本疫学会学術総会へのブース出展時から掲示開始。

③ ブログ

検索エンジンや X (旧 Twitter。以下同じ。) 等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用して Facebook で配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積する場とする。

④ YouTube

検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えた X や Facebook での発信の際の情報資産の場とする。

⑤ X

報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高い X の特性を活かし、食中毒の防止法等、身近で関心(共感)の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」とともに、学会等ブース展示、意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の活用を促す。

(4) 食品の安全性に関する用語集

- 遺伝子組換えに関する用語 13 語と、「カドミウム」「有機フッ素化合物 (PFAS)」について、新規掲載・時点修正を行った。
- 食品安全モニターや学会、食品科学を学ぶ学生等に、ウェブサイト版・冊子版の用語集を周知・提供した。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

➡資料 1-2 (p21) 参照

(1) 評価書等の解説講座

- 一般消費者、食品関係事業者、地方公共団体職員などを対象に、食品安全オンラインセミナー「アニサキスのリスクプロファイル」を開催した (令和 7 年 2 月)。

(2) 意見交換会、講師派遣等

一般消費者や食品関係事業者等に対して、意見交換会・講師派遣等を下記のとおり実施した。

日付	依頼元	意見交換会・セミナー名	講演テーマ	演者	参加人数
4 月 4 日	株式会社 ウェルネスニュースグループ	WNG オンラインセミナー	健康食品・サプリメントの課題と展望 ～健康食品の安全性について～	脇委員	100
4 月 15 日	横浜薬科大学	横浜薬科大学 健康	食品安全委員会におけるリスク評価	浅野委員	100

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。
食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説講座

リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する (食品の安全性の確保に向けて必要な施策・措置を講じる責務を有する食品関連事業者及び行政担当者並びに食品安全分野に係る研究者等を対象)。

(2) 意見交換会、講師派遣等

地方公共団体、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や食品健康影響評価に対する理解の向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式 (相互対話、講演、ブース展示等) について決定する。なお、これらの意見交換や講師派遣に当たっ

		薬学科 学科専攻科目「食品安全性学」特別講義	の実際		
5月24日	株式会社 食品化学新聞社	ifia/HFE JAPAN2024 安全性評価・精度管理セッション	残留農薬の安全性確保：食品安全委員会における農薬のリスク評価と再評価	浅野委員	60
6月7日	全国食品衛生主管課長連絡協議会	全国食品衛生主管課長連絡協議会 第37回通常総会	食品安全委員会の20年、これまでの歩みと今後の展望	山本委員長	120
7月1日	長浜バイオ大学	生物生産学概論	リスク分析による食品の安全確保と食品安全委員会の役割	事務局職員	40
7月21日	NPO 法人食の安全と安心を科学する会 (SFSS)	食の安全と安心フォーラム第27回	我が国の食中毒対策の歴史と現状の課題	山本委員長	170
7月25日	宮城県	令和6年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会	残留農薬について	浅野委員	80
7月25日	福島県	令和6年度第1回消費者問題勉強会	「健康食品の健康被害を防ぐために～安全を考えるポイント～」	脇シニアフェロー	30
8月9日	前橋市	令和6年度食品安全講演会	知って防ごう！食中毒	山本委員長	100
8月8日、19日	埼玉県（大宮市、川越市）	令和6年度食のリスクコミュニケーション研修	食の安全におけるリスクコミュニケーションとは	松永委員	280（2日程合計）
9月17日	岩手大学農学部附属動物医学食品安全教育研究センター (FAMS)	令和6年度FAMS全体研修会	「食品安全行政の枠組みと食品安全委員会の役割」	事務局職員	50
9月19日	日本食品工業倶楽部	食品の品質保証懇話会 9月例会	健康食品 安全性知識19のキホン～健康に資する食品とは？～	脇シニアフェロー	60
10月3日	グリーンコープ生活協同組合くまもと	消費生活相談支援担い手育成講座	健康食品 安全性知識19のキホン～健康に資する食品とは？～	脇シニアフェロー	40
10月13日	国際医療福祉大学	第10回国際医療福祉大学薬学部講演会	～食の安全を守る～食品安全委員会における食品健康影響評価の実際	浅野委員	100

て、必要に応じて、リスクコミュニケーションの事務の総合調整を行う消費者庁と連携を図りながら実施する。

10月16日	岩手県	地方公共団体共催意見交換会 令和6年度食の安全を考える講座	① 食品の安全を守る ～食品安全委員会でのリスク評価の取組～ ② リスクコミュニケーション講師養成講座「食品のリスクコミュニケーション」～わかりやすく伝えるポイントは？～	松永委員	80 (①②合計)
10月22日	沖縄県	地方公共団体共催意見交換会	知って防ごう食中毒	事務局職員	40
10月24日	大阪大学適塾記念センター	第17回適塾講座	食品から摂取されるカドミウムの健康影響評価	祖父江委員	50
10月24日	北海道	遺伝子組換え作物・食品に関するリスクコミュニケーション	遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価～評価指針の改正について～	事務局職員	40
10月28日	石川県	食の安全・安心の確保に関する講演会・意見交換会	健康食品、まず考えよう安全性！～食品安全委員会19のメッセージから～	脇シニアフェロー	100
11月11日	日本農薬学会農薬残留分析研究会	日本農薬学会 第41回農薬環境科学、第47回農薬残留分析合同研究会	農薬の再評価に係る食品健康影響評価について～試験データを私たちはどのように判断するのか～	浅野委員	200
12月1日	日本動物実験代替法学会事務局	日本動物実験代替法学会 第37回大会シンポジウム「食品分野のNAMs 検討から社会実装に向けた取り組み」	食品安全委員会におけるNAMs への取組	頭金委員	-
12月5日	食品安全委員会	食品安全委員会海外専門家招へいシンポジウム	新たな評価手法(NAMs)を活用した総合的評価(IATA)の概念と海外での実践～甲状腺影響、発達神経毒性を例に～	赤堀専門委員	174
12月6日	京都府	地方公共団体共催意見交換会	「身近な食品のリスク」～今日から知って、考えて、行動しよう～(カフェイン)	事務局職員	25
12月12日	近畿健康リテラシー研究会	近畿健康リテラシー研究会第6回例会	食品安全の基本知識と健康食品の安全の考え方	脇シニアフェロー	30

12月22日	徳島県、一般社団法人 日本食品安全協会	令和6年度食の安全・安心に向けたリスクコミュニケーション	健康な食生活と健康食品～安全を考えるポイント～	脇シニアフェロー	200
1月17日	栃木県	食の安全に関するリスクコミュニケーション in 県庁	健康食品との正しい付き合い方～食品安全委員会19のメッセージから～	脇シニアフェロー	70
1月30日	NPO 北海道バイオ産業振興協会	NPO 北海道バイオ産業振興協会 冬期講演会	遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価、リスクコミュニケーションに係る食品安全委員会の取組	事務局職員	40
2月3日	群馬県	令和6年度群馬県食品安全セミナー	おいしく安全に調理するための加熱調理のポイント	杉山委員	70
2月3日	船橋市	ふなばし食の安全・安心フォーラム	健康食品との安全な付き合い方～食品安全委員会19のメッセージ～	脇シニアフェロー	100
2月13日	仙台市	食品の安全性に関するWEB講演会	「健康食品」について 安全な選択をするために (19のメッセージ)	脇シニアフェロー	150
2月15日	徳島県	令和6年度食の安全安心に向けたリスクコミュニケーション	食中毒はなぜ起こる？	山本委員長	180
2月17日	生活協同組合コープながの	食の安全学習会（健康食品等）	「健康食品による健康被害を防ぐために」 ～食品安全委員会19のメッセージ～	脇シニアフェロー	100
2月19日	農林水産省近畿農政局	令和6年度食に関するセミナー（第3回）	知っておこう！食物アレルギー	脇シニアフェロー	80
2月21日	城西大学	大学院薬学研究科講義	食品安全委員会における食品健康影響評価の実際	浅野委員	14
3月10日、17日	消費者庁、食品安全委員会	いわゆる「健康食品」に関する意見交換会（東京・大阪）	健康食品と安全に付きあうために～食品安全委員会19のメッセージ～	脇シニアフェロー	500（2日程合計）

(3) 訪問学習受入れ

防衛医科大学校（令和6年12月）、昭和女子大学（令和7年3月）の学生の訪問学習を受け入れた。防衛医科大学校の学生には、「食品の安全を守る仕組み」をテーマに委員会の傍聴や講義を行った。また、昭和女子大学の学生には、「食品安全を守る仕組み」や「カフェイン」をテーマに委員会の傍聴や講義を行った。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

必要に応じ、隔週で開催されるリスコミ担当者会議で関係省庁（消費者庁、厚生労働省及び農林水産省）へ情報を提供した。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

➡資料1-2（p22~23）参照

(1) リスク管理機関との連携

- リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携のリスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催するリスクコミュニケーションについて情報交換等を行った（24回）。
- 食品中の放射性物質について理解を深めるため、消費者庁等の関係省庁と連携し、親子参加型イベント及び意見交換会を開催した。
- 令和7年1月に消費者庁との連名で「食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションの推進に向けた消費者庁と食品安全委員会の更なる連携強化について」を公表した。
- 関係省庁と連携し、SNS（Facebook、X）、メルマガ等で相互の情報を周知した。

(2) 地方公共団体との連携

今年度は消費者庁主催の「食品安全担当職員研修会」を共催（厚労省・農水省は協力）開催した。同研修会にて、委員会からは松永委員が「食品安全に係るリスクコミュニケーションの必要性について」と題し、農薬の再評価やPFASのリスク評価、アニサキスのリスクプロファイル等の事例を取り上げ、食品安全委員会の情報を活用しながら連携して効果的なリスクコミュニケーションを行えるよう地方公共団体に向けて情報提供した。また事務局からは、地方自治体向けのリスクコミュニケーション用素材集の活用を促すため、委員会Webサイトに掲載しているリスクコミュニケーションに関する素材及び用語集ビジュアル解説の紹介を行った。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

➡「第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進」2（2）（p12~15）参照

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページや Facebook 等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) リスク管理機関との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。（2（2）参照）

さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

(4) 報道関係者との意見交換

- 令和7年1月に「アニサキスのリスクプロファイル」をテーマに意見交換会を実施した。
- 令和6年6月に「有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価書（案）及びパブリックコメントに対する回答案」を審議した当日に、報道記者向けのブリーフィングを行った。令和7年2月に「PFOS, PFOA の水道水水質基準及びミネラルウォーター類の規格基準の設定に係る委員会の意見聴取」を行った当日に、議論の概要説明を報道関係者向けに行った。また、令和7年3月に「イミダクロプリドの再評価に係る食品健康影響評価書（案）」を取りまとめた当日に、報道関係者向けのブリーフィングを行った。

(5) 学術団体との連携

下記のとおり、各学会に専門分野の委員を派遣し、講義を実施。また、委員会のブース出展等を行った。

<委員派遣>

- ・ 令和6年11月11日 第41回農薬環境科学、第47回農薬残留分析合同研究会 【浅野委員】
テーマ「農薬の再評価に係る食品健康影響評価について」
- ・ 令和6年12月1日 日本動物実験代替法学会第37回大会 【頭金委員】
テーマ「食品安全委員会におけるNAMsへの取組」

<ブース出展>

日付	学会総会等名	開催地
7月3日～5日	第51回日本毒性学会学術年会	福岡県
9月5日～6日	第45回日本食品微生物学会学術総会	青森県
10月29日～31日	第83回日本公衆衛生学会総会	北海道
11月7日～8日	日本食品衛生学会第120回学術講演会	愛知県
12月7日～8日	日本環境変異原ゲノム学会第53回大会	岡山県
1月30日～31日	第41回日本毒性病理学会総会及び学術集会	静岡県
2月12日～14日	第35回日本疫学会学術総会	高知県
3月12日～13日	日本農薬学会第50回大会	東京都
3月27日～29日	日本薬学会第145年会	福岡県

第7 緊急の事態への対処
 ➡資料1-2 (p24) 参照

消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。

特に講師派遣は、相手方の要望を踏まえ、より多くの関係者と食品安全に関する情報を交換できるように実施する。

(4) 報道関係者との意見交換

意見交換会の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者に対して戦略的に科学的知見を提供する体制を構築していく。意見交換会後も、参加した報道関係者との意見交換を密に行う。

(5) 学術団体との連携

我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のためには学術団体との更なる連携強化が必要である。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演やブース出展等を行う。

第7 緊急の事態への対処
 1 緊急事態への対処
 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急

<p>1 緊急事態への対処 食中毒等について、委員会ホームページ、Facebook 等において科学的情報の提供等を行った。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 令和6年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施した。 また、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 令和6年2月6日の第928回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を重点課題とする令和6年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁が企画の中心となり、厚生労働省、農林水産省及び警察庁も参加して行われた。 確認訓練では、危害要因等に関する科学的知見・情報をリスク管理機関等に提供し、科学的に正しい情報を分かりやすく国民に提供する等の緊急時における食品安全委員会の役割に着目しながら、対応手順を確認した。</p> <p><実務研修></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応実務者研修：令和6年9月13日 <p><確認訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> 確認訓練：令和7年1月8日 	<p>時対応指針」(平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。さらに、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練(確認訓練)を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 ➡資料1-2 (p25) 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品の安全性の確保に関する海外の最新情報を収集・整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配付した。 収集した情報を隔週で食品安全総合情報システムに登録し、リスク管理機関等の関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用及び緊急時におけるリスク管理機関との連携を図るため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて食品安全に関連する関係府省庁の取組状況や食中毒等の発生状況等に 	<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有するとともに、「食品安全総合情報システム」(委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム)に登録し、国民に対して情報提供を行</p>

<p>ついて情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態に備え、任期満了に伴う各専門委員選任にあわせて、専門委員の連絡先の確認を行った。 ○ 国立医薬品食品衛生研究所と連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を事務局内に共有した。 	<p>う。</p> <p>これら情報の中から、中長期的な視点で、食品の安全に影響を与える科学的な情報を体系的に整理・共有する体制を見直す。加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>												
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>➡資料1-2 (p26) 参照</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>コーデックス委員会、その他の食品安全に関する国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員が参加し、意見交換・情報収集を行った（国際会議等11回）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 第5回国際食品機関長フォーラム（IHFAF）（シンガポール） 意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員2名が参加 ・ 5月 米国内分泌学会（ENDO）2024（米国） 情報収集のため委員1名及び事務局職員1名が参加 ・ 7月 国際食品保全学会年次学会（IAFP）2024（米国） 情報収集のため委員1名が参加 ・ 9月 EUROTOX2024（デンマーク） 情報収集のため事務局職員2名が参加 ・ 9月 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）（イタリア） WHOエキスパートとして委員1名及び事務局職員2名が参加 ・ 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2024（米国） 意見交換及び情報収集のため委員1名及び事務局職員3名が参加 ・ 11月 国際がん登録協議会年次学術集会（IACR）2024（中国） 意見交換及び情報収集のため委員1名が参加 ・ 2月 第40回OECD農薬作業部会（ウェブ） 情報収集のため事務局職員2名が参加 ・ 3月 第64回米国毒性学会（SOT）（米国） 情報収集のため委員1名が参加 <p>コーデックス委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 第17回コーデックス食品汚染物質部会（CCCCF） 政府代表団として事務局職員1名が参加 	<p>第9 国際協調の推進</p> <p>国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。</p> <p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">2024年4月</td> <td>第17回コーデックス食品汚染物質部会（CCCCF）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">7月</td> <td>国際食品保全学会年次学会（IAFP）2024</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">9月</td> <td>レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2024</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">9月</td> <td>JMPR</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2025年2月</td> <td>第40回OECD農薬作業部会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3月</td> <td>米国毒性学会（SOT）</td> </tr> </table> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。</p>	2024年4月	第17回コーデックス食品汚染物質部会（CCCCF）	7月	国際食品保全学会年次学会（IAFP）2024	9月	レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2024	9月	JMPR	2025年2月	第40回OECD農薬作業部会	3月	米国毒性学会（SOT）
2024年4月	第17回コーデックス食品汚染物質部会（CCCCF）												
7月	国際食品保全学会年次学会（IAFP）2024												
9月	レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2024												
9月	JMPR												
2025年2月	第40回OECD農薬作業部会												
3月	米国毒性学会（SOT）												

- ・ 4月 第54回コーデックス食品添加物部会（CCFA）
政府代表団として事務局職員1名が参加

2 海外の研究者等の招へい

令和6年12月に、米国環境保護庁（USEPA）より専門家を招待し、新たな評価手法（NAMs）を活用した総合的評価（IATA）の概念と海外での実践に関するシンポジウムを開催し、リスク評価に関する知見の充実を図った。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

令和6年8月にベトナム国立食品管理研究所（NIFC）及び保健省食品安全局（VFA）、11月にデンマーク獣医食糧庁（DVFA）、令和7年3月にサウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）の政府関係者の訪問があり、日本の食品安全に係るリスク評価の仕組みについて紹介し、海外の食品安全機関等との連携強化を図った。

令和6年12月に開催した食品安全委員会 海外専門家招へいシンポジウムでは、米国環境保護庁（USEPA）から専門家を招待し、リスク評価機関が今後直面する新たな課題や新たな評価手法の導入に係るディスカッションを通してリスク評価に係る国際的な知見及び動向について理解を深めるとともに、連携強化を図った。

このほか、各国の食品安全に係るリスク評価・管理機関担当者がメンバーとなっているリエゾングループ（リスクコミュニケーション（IRCLG）、化学物質（IFCSLG）、微生物（IMFSLG）、リスク評価手法（ILMERA C））に参加して、情報提供及び情報収集し、その会議結果の情報共有を行った。

4 海外への情報発信

英語版ホームページに、評価が終了した食品健康影響評価の要約及び海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載した。

委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」について、vol.12 No.2（2024年6月）、vol.12 No.3（9月）、vol.12 No.4（12月）及びvol.13 No.1（2025年3月）を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載した。また、これらは、2016年3月以降に発行したバックナンバーも含め、PubMed Central（PMC）に掲載され、国内外へ広く情報発信された。

2 海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、必要に応じてウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

また、委員会の国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への掲載を通じて、国内外に広く情報発信していく。